

平成20年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年3月31日(月)
開会 午前10時34分 閉会 午後12時07分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教育部副参与兼教育指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
教育部副参与兼教育相談担当課長 長 澤 和 子
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆
公 民 館 長 相 原 昇
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 白 井 清 美
教育企画課企画調整係主査 清 水 達 美
- 7 傍聴人 0人

平成20年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成20年3月31日(月) 午前10時30分～

会 場 防災センター6階 講座室2

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 第2 | 選挙第1号 | 西東京市教育委員会委員長の選挙について |
| 第3 | 議席の指定 | |
| 第4 | 議案第12号 | 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則 |
| 第5 | 議案第13号 | 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程の一部改正について |
| 第6 | 議案第14号 | 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第7 | 議案第15号 | 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について |
| 第8 | 議案第16号 | 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則 |
| 第9 | 議案第17号 | 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について |
| 第10 | 議案第18号 | 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第11 | 議案第19号 | 西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について |
| 第12 | 議案第20号 | 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について |
| 第13 | 議案第21号 | 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について |
| 第14 | 議案第22号 | 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について |
| 第15 | 議案第23号 | 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第16 | 報告事項 | (1) 教育財産の処分について
(2) 菅平少年自然の家の今後のあり方について(中間のまとめ)
(3) 西東京市体育指導委員の解嘱及び委嘱について
(4) 西東京市図書館の休館について |
| 第17 | その他 | |
| 第18 | 選挙第2号 | 西東京市教育委員会委員長職務代理者の指定について |

西東京市教育委員会会議録

平成 2 0 年 第 3 回 定例会
(3 月 3 1 日)

午 前 1 0 時 3 4 分 開 会

議事の経過

角田委員長職務代理者 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

角田委員長職務代理者 日程第2 選挙第1号 西東京市教育委員会委員長選挙を行います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、委員長の選挙を行う。

平成20年3月31日 西東京市教育委員会教育委員長職務代理者 角田富美子。

選挙の方法につきましては、西東京市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき行います。

立会人に沼本委員と青柳教育企画課長を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

角田委員長職務代理者 御異議なしと認めます。よって、沼本委員と青柳教育企画課長に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

角田委員長職務代理者 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

角田委員長職務代理者 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めてください。

〔投票箱点検〕

角田委員長職務代理者 投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、名古屋教育部長の点呼に従い、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

角田委員長職務代理者 投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開票〕

角田委員長職務代理者 開票の結果を報告いたします。

投票総数5票。うち有効投票数5票。内容は、竹尾委員4票、角田委員1票。よって、西東京市教育委員会委員長には竹尾委員が当選されました。

それでは、委員長に当選されました竹尾委員にごあいさつをお願いいたします。

竹尾委員 皆さんの御推挙によりまして、ただいま引き続き教育委員長の職務を遂行することになりました。未熟というのか、力のない者ではございますが、精一杯務めさせていただきますので、どうか委員さん方の御協力、それから職員の方々の御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

角田委員長職務代理者 ありがとうございます。

委員長が決まりましたので、これからの議事については委員長をお願いいたします。

〔竹尾委員、委員長席に着く〕

竹尾委員長 それでは、委員長の職務を遂行させて、議事をさせていただきますが、職務代理人を決めるために暫時休憩をいたしたいと思います。

午 前 1 0 時 3 9 分 休 憩

午 前 1 0 時 4 0 分 再 開

竹尾委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

委員長職務代理人の指定につきましては、角田委員から発言を求められておりますので、発言を許します。

角田委員 平成19年度、私が職務代理人をさせていただきましたが、20年度につきましてはちょっと諸事都合がございまして、職務代理人の交代をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

竹尾委員長 では、協議をするためにまた暫時休憩をいたしたいと思います。

午 前 1 0 時 4 2 分 休 憩

午 前 1 0 時 4 3 分 再 開

竹尾委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

竹尾委員長 先ほど委員長職務代理人の指定を行うことを告示いたしました。

日程第18 選挙第2号 西東京市教育委員会委員長職務代理人の指定を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長職務代理人の指定を行う。

平成20年3月31日 西東京市教育委員会委員長 竹尾 格

指定の方法につきましては、西東京市教育委員会会議規則第7条の規定に基づきまして、選挙を行います。

立会人に宮田委員と青柳教育企画課長を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 御異議なしと認めます。よって、宮田委員と青柳教育企画課長に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

竹尾委員長 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めてください。

〔投票箱点検〕

竹尾委員長 投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、名古屋教育部長の点呼に従い、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

竹尾委員長 投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開票〕

竹尾委員長 開票の結果を報告いたします。

投票総数 5 票。うち有効投票数 5 票。内容は、沼本委員 4 票、角田委員 1 票。よって、西東京市教育委員会委員長職務代理者には沼本委員が当選されました。

それでは、委員長職務代理者に当選されました沼本委員にごあいさつをお願いいたします。沼本委員 突然のことで大変びっくりしておりますけれども、委員の皆様方や、それから職員の皆様方の御協力を得ながら一生懸命職務を務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

竹尾委員長 ありがとうございます。

竹尾委員長 日程第 3 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第 5 条の規定により委員長が定めることとされております。委員長において指定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

竹尾委員長 御異議なしと認め、委員の議席は委員長において指定いたします。

〔角田委員、沼本委員、座席交換〕

竹尾委員長 それでは、委員の議席は、ただいま御着席の席を議席として指定いたします。よろしくをお願いいたします。

竹尾委員長 それでは、引き続き教育委員会定例会を進めます。

日程第 4 の前にお諮りいたします。

日程第 5 議案第 13 号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程の一部改正について及び日程第 6 議案第 14 号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、規則と規程の関係から、日程第 6 を審議してから日程第 5 を審議したいと思います。

また、日程第 9 議案第 17 号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分については、人事に関する議案で、まだ公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会としたいと思います。順番といたしまして、日程第 17 その他が終了した後に秘密会として開催したいと思います。

以上のようにすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

竹尾委員長 異議なしと認め、よって、日程第 6 の審議後に日程第 5 を審議し、議案第 17 号については秘密会として日程第 17 その他が終了した後に議題とすることといたします。

竹尾委員長 日程第 4 議案第 12 号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する

規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第12号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任できない事務が新たに規定されたことにより、本市事務委任規則について規定の整理を行うとともに文言の整理を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、御決定賜りますようよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上です。

青柳教育企画課長 それでは、議案第12号につきまして、教育長に補足して御説明をいたします。

昨年6月に公布され、平成20年4月1日から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正におきまして、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任できない事務について新たに規定をされたところでございます。

まず、資料で配付をさせていただいております2枚目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律新旧対照表(抜粋)を御覧いただきたいと思っております。

法律第26条第1項におきまして、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任することができることとされておりますが、このたび新たに第2項として委任できない事務6項目が規定されました。

第1号といたしまして、「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」。

第2号といたしまして、「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること」。

第3号といたしまして、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること」。

第4号といたしまして、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」。

第5号といたしまして、「次条の規定による点検及び評価に関すること」。この「次条」というのは、このたび同じ法改正によりまして新たに教育委員会の義務として規定をされました、教育委員会の権限に属する事務の管理執行の状況に関する点検、評価に係る事務でございます。

続きまして、第6号といたしまして、「第29条に規定する意見の申出に関すること」でございます。この「第29条」と申しますのは、教育に関する事務で、議会の議決を経るべき案件につきまして、市長に教育委員会の意見を申し出るという規定でございます。

以上の6項目が新たに規定をされました。

1枚戻っていただきまして、西東京市教育委員会事務委任規則(案)新旧対照表を御覧いただければと思っております。

教育長に委任できない事務につきましては、既に規則の第2条におきまして14項目を規

定しております。法律により委任できない事項が明記されましたので、規定の整備を行うものでございます。

法律により委任できないとされたもののうち、先ほど申しました5番目の点検、評価以外の規定につきましては、既に市の規則で規定しているところでございます。それを踏まえまして、今回の改正整備の内容は2点でございます。

1点目は、法律のほうの第4号で「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」と規定されている内容でございますが、市の規則におきましては、現行では、現行のところを御覧いただいて、第6号、第7号といたしまして、市費の課長職以上の人事案件と県費負担職員の人事案件というふうに分れて規定をされておりました。これをこのたび統合いたしまして、法律の規定の文言に倣いまして、新たに第6号としてまとめたものでございます。

もう1点でございますが、法律のほうの第5号で規定をされました点検、評価に関するところでございますが、これはこのたび法改正により新たに教育委員会の義務として規定されたものでございます。これは現在市の規則に規定されていないものでございますので、委任できない事項として新たに第7号として追加するものでございます。

その他、規則の第6条では文言の整理を行うというところでございます。

雑駁でございましたが、補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第12号 西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第14号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第14号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明させていただきます。

本年4月1日に施行される学校教育法の改正に伴い、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、学校に新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭を設置できることとされました。これを受けまして東京都教育委員会では、東京都立学校の管理運営に関する規則に基づき副校長と称している教頭について、校長権限の一部を委任し、学校教育法上の副校長に改め、また、東京都教育委員会独自の職として設置し、教諭をもって充てている主幹について、学校教育法上の主幹教諭に改めることとしたものでございます。東京都教育委員会では、教育職員の適切な任用管理の点から、全校種及び全区市町村で同時にこれらの新たな職を設置することが必要となり、全区市町村教育委員会に対し規則改正の依頼を行ったものでございます。

以上のことから、本市におきましてもこの依頼を受け、規則改正を御提案申し上げる経緯

となったものでございます。

規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、御決定賜りますようよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

大町教育指導課長 議案第14号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して御説明申し上げます。

資料の西東京市立学校の管理運営に関する規則(案)に係る新旧対照表を御覧ください。

規則の改正につきましては、大きく分けて三つの改正を行うものであります。

第1点目として、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、学校に新たな職として副校長を置くこととするため、これまでの教頭の職を廃止し、第7条を改正するものでございます。文中、「副校長がつかさどる校務」とございますが、これは校長権限の一部を委任するもので、その内容については別に定めるものでございます。

第2点目として、学校に教諭をもって充てている主幹について、学校教育法上の主幹教諭に改めるもので、第7条の3を改正し、主幹教諭を位置づけるものでございます。それでは、主幹と主幹教諭とで何が違うのかということでございますが、現在の主幹は、上司の命を受け担当する校務を統括処理するとともに、担当する校務に関する事項について教頭を補佐し、所属職員を監督する職としており、職務の中に教育をつかさどることが含まれておりませんでした。このため、主幹は教育をつかさどる教諭及び養護教諭をもって充てて主任を兼務しているものでございます。これに対して主幹教諭は、校長、副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる職とされており、その職務の中に教育をつかさどることや主任の職務を含んでいるものでございます。したがって、教諭をもって充てる関係でなくなり、主任を兼務する必要がなくなることになるものでございます。

第3点目といたしましては、これらの職の設置の規定整備に伴う文言整理を行うものでございます。

規則施行日は、平成20年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御決定賜りますようよろしく御審議のほどお願い申し上げます。竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 これは、資料の2ページ目の左側の上から、6番、「前項の規定に基づき副校長が校長の職務を代理し」、そのところの次の「終了した場合は、校長又は教頭は」と書いてありますが、これは間違いですね。それだけです。いいんですか。

大町教育指導課長 ちょっと手違いで、こちらで直したものではありませんが配付されているようでございます。これは「副校長」でございます。大変申しわけありませんでした。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。ということで、これは「副校長」ですね。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第14号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正

する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第13号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第13号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程の一部改正について、御提案理由を御説明申し上げます。

学校教育法の改正により、西東京市立学校の管理運営に関する規則の改正において、副校長の職が新たに設置されたことに伴い、校長の権限の一部を変更し、副校長に委任する事項を規定するほか、一部文言整理の必要が生じたため、本規程の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明いたしますので、御決定賜りますようよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第13号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程の一部改正につきまして、補足して御説明を申し上げます。

資料でお配りをしてございます新旧対照表を御覧いただければと思います。

順序が入れ替わりますが、まず第1条を御覧いただければと思います。昨年6月に公布されて、4月1日から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、教育長に委任された事務の一部を学校その他の教育機関の職員に委任または代理させることができる旨の規定条文が法律の第26条第2項から同条の第3項に改められましたので、これを受けまして委任の根拠規定の引用条文をまず改めるものでございます。また、教育長の権限に属する事務の一部を委任する対象として、学校長のほかに副校長の規定を追加いたしております。

この関係で、表題につきましても「校長に委任する規程」というのを「校長等に委任する規程」というふうに題名も改めております。

第3条でございます。第1項におきましては、校長の委任事項でございますが、「教職員」を「副校長」というふうに改めてございます。各号の中の第4号、第5号関係でございますが、「育児時間」及び「育児休業」の文言につきまして、市長部局の規程と合わせまして、「育児休業等」と文言の整理を行うものでございます。育児休業制度そのものの変更は特にございませぬ。第3条の2でございますが、今まで校長に委任されていた事務の事項のうち、副校長へ委任する事項を新たに、10項目になりますけれども、規定したものでございます。

第4条でございますが、受任者が委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときには教育長の指示を受けるという規定でございますが、この受任者に校長のほかに副校長を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 「育児休業等」の「等」の内容、もう少し具体的な内容はということなんでしょうか。

青柳教育企画課長 育児時間という時間単位の育児休業をとれるということで、それを合わせまして「育児休業等」というふうな表現であらわしております。

宮田委員 ということは、育児休業等というのは、育児休業のほかということではなくて、日と時間を区切ったということと理解してよろしいわけですか。「等」があると、極端に言うとなんでもできるということになって、どんどん休みが出たというようなことが、他の市町村、これは休みじゃなくお金の問題で、タクシー代で何千万円とか億の金も「等」がついているためだとかという話があったんですけども、それは、私は、もう一度申し上げたいのは、時間と日というもので、今までだったら日だけだったのを「等」を入れて時間も休めるようにしたという理解だけでよろしいでしょうか。

青柳教育企画課長 現行の第3条の第4号、第5号を見ていただくと、育児時間の利用と、それから第5号の育児休業とを合わせて育児休業等ということでございますので、委員の御理解でよろしいかと思えます。

角田委員 同じく「等」に関するのですが、「校長等に委任する規程」のこの「等」というのは、副校長のことだと思いますが、その規定はどこかにありますか。

青柳教育企画課長 「等」としての規定はございませんけれども、第1条で委任する先として校長または副校長ということで規定をしておりますので、これを合わせて「校長等」というふうに表現をいたしているものでございます。

沼本委員 2点ありまして、一つは、副校長への委任事項で、西東京では10項目ですけれども、これは都全体の公立小中学校は全部共通のことですか。これが1点です。

それからもう一つは、副校長への委任事項ができたわけですから、公印の副校長印というのは作製されているんでしょうか。

大町教育指導課長 副校長への委任事項は、全都共通でございます。

それから、副校長の公印につきましては、副校長が対外的に発する文書がありませんので、今のところ考えておりません。

沼本委員 そうすると、責任の明確化というふうにはならないの。委任事項をわざわざ設けたわけなので、校長印とは違ってやっぱり私は公印の副校長印というのが要るのかなというふうに思っていますが、どうなんでしょう。

大町教育指導課長 副校長の職責については規則で定めてありますので、公印か私印かというのは内部事務になってくることでございますので、特に公印をもって職責を新たにする必要がないということでございます。

竹尾委員長 校長公印で全部やるんですよ、基本的には。それを決定するのに副校長に権限として委任している。校長でそれが決定したと。したがって、発する文書はあくまでも校長で出てくると。内部の意思決定するときの、そういうことじゃないの。したがって、校長公印でいくと、そういうことじゃないかな。

沼本委員 これも全部同じですか、副校長印の公印については、西東京市だけですか。

大町教育指導課長 これは都のほうの会議でも話題になりまして、公印は特につくらないと

いうことで共通しております。

沼本委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 事務的なことは基本的には副校長さんにお任せするという思想だと思うんですね。それはそれで大変結構なんですけど、校長として最も重要な仕事というのは、今後やらなきゃいけないというのは、どういうことになるんでしょうか。こういうところ、事務的なことをほとんどとってしまうわけですね。

大町教育指導課長 いわゆる4管理2監督と申しますけれども、一番大きいのが学校教育全体の管理ということで、次に大きいのは人事的なものの管理、この二つが大きな管理になってくると思います。

宮田委員 後で議論しようと思っておりますが、安全とかなんかも、どういうふうに子どもたちの、今、いろんな問題が出ていますので、そういうところをもし、どうなっているか、私、教育委員として申し訳ないですが、よく存じていないんですけども、そういうところも校長さんに全体的な管理、子どもたちの命を守るというのが最も重要だと思いますので、そういうところをしっかりとっていただきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかにございますか。 今、宮田委員から御意見をいただきましたので、討論を終結します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第13号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 議案第15号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第15号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、の提案理由を御説明させていただきます。

この規程は、時間内組合活動における校長等の事前承認、事後承認の取り扱いについて規定するもので、東京都教育委員会において、校内チェック体制の強化から様式の改正を行い、教育職員の適切な労務管理の点から全区市町村教育委員会に対し規程改正の依頼を行ったものでございます。

以上のことから、本市におきましてもこの依頼を受け、規程改正を御提案申し上げる経緯となったものでございます。

規程改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、御決定賜りますようよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

大町教育指導課長 議案第15号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、教育長に補足して御説明申し上げます。

資料の西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(案)を御覧く

ださい。

まず、時間内組合活動とは何かと申し上げますと、組合活動における労使交渉と機関運営でございます。職員団体の機関運営に参加する場合の手續について、校長の事前承認と事後の承認が必要となってきますので、時間内組合活動における職務専念義務の免除の事務手續における様式を改正するものでございます。

以前、都立学校において不適切な処理が認められた経緯があり、校内のチェック体制をより適切に強化していくことを目的としております。

その他につきましては、規定整備に伴う文言整理を行うものでございます。

規則施行日は、平成20年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第15号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第8 議案第16号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第16号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明させていただきます。

学校保健法施行規則の一部改正が平成19年10月1日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、内臓脂肪症候群等の所見を有する労働者が増加している状況にかんがみ、学校保健法施行規則に規定する職員の健康診断に係る規定について、所要の規則の一部を改正する必要が生じたことにより提案するものでございます。

規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、御決定賜りますようよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

大町教育指導課長 議案第16号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して御説明申し上げます。

資料の西東京市立学校教職員健康管理規則(案)の別表第1を御覧ください。

規則の改正につきましては、脳、心臓疾患につながる内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリック症候群の所見を有する労働者が増加している状況にかんがみ、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等の指針の一部が改正される見込みであることや、労働安全衛生規則等の一部が改正され一般健康診断の検査項目の改正が行われたことを踏まえ、学校保健法施行規則が一部改正されたものでございます。

西東京市教育委員会におきましても、法改正の趣旨をかんがみ、本規則を改正するものでございます。

改正の第1点目として、職員の健康診断の検査項目について、腹囲を新たに加え、一部の職員を除き実施することとなりました。この項目を省略できる対象者は、40歳未満の職員、妊娠中の女性職員、BMI数値が20未満の職員、自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員で、BMIの数値が22未満であることが条件となっております。BMIとは何かと申し上げますと、体重を身長と身長を掛けたもので割って出た値でございます。基準値としては18.5から24.9の間としております。

第2点目の改正点として、職員の健康診断の方法及び技術的基準を改めるものでございます。尿の糖検査について、検査項目から除くことができないこととなりました。また、血中脂質検査について、血清総コレステロールに代わり、低比重リポたんぱくコレステロールの量の検査を加えることとなりました。今までの健康診断ではコレステロールの善玉、悪玉合わせた総合計の数値を示しておりましたが、低比重リポたんぱくコレステロールの量の検査を加えることにより、悪玉のコレステロールの量がわかるようになりました。

第3点目といたしましては、規定整備に伴う文言整理を行うものでございます。

規則施行日は、平成20年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

沼本委員 この第3条のところですが、現行では「毎年4月から6月までの間」というふうにしていたのを、今度はこの期間と限らないというふうな形になったんですが、それはどういう理由でこういうふうな形になったんでしょうか。

大町教育指導課長 6月までというのは、今まで結核の検診の関係で、それまでに行っておきませんと教員が結核に感染していたときに児童・生徒に大きな影響を与えるということで日にちを設定しておりましたけれども、今回、結核の発生が非常に少なくなってきたということで、その6月という規定がとられたということでございます。

沼本委員 そういう理由であっても、結核の発生率が少なくなったとしても、もしそういう教員がいた場合の影響は非常に大きいわけですから、一応、教育委員会の指定をする時期というふうになっておりますが、できるだけやはり、文言は変えなくてもいいですけども、早くやるのが大事なんじゃないかなというふうに思っています。

大町教育指導課長 児童・生徒の検診は6月末までにすべて終わらせますので、必要な検診、特に委員御指摘の結核のような検診はそれまでに終わらせるようにいたしたいと考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第16号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第10 議案第18号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第18号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、について提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、西東京市中央図書館の休館日を変更し、年末年始の休日を除くすべての祝日において中央図書館を開館し、図書館の利用を拡大し、サービスの向上を図るため、休館日の定めの一部を改正するものでございます。

詳細につきましては事務局から説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小池図書館長 議案第18号につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧願います。

2ページをお願いいたします。第4条は休館日にかかわる規定でございますが、この中で、西東京市中央図書館につきましては、改正前は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び月曜日は休日とする。ただし、日曜日及び月曜日は開館し、火曜日を休館日とするという規定といたしておりました。今回の改正では、休館日は月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは開館し、火曜日を休館日とするという規定に改めたものでございます。この改正によって、年末年始の休館日を除くすべての祝日において中央図書館は開館することになります。

この改正に伴って、中央図書館の開館時間も一部変更となります。恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。第3条の開館時間につきましては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日につきましては、午前10時から午後6時までが開館時間となります。

なお、今回の規則一部改正では、第2条、第7条、第10条においても文言の整理をあわせて行っております。

私のほうからの補足説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第18号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第11 議案第19号 西東京市教育委員会の課長（相当職含む。）の職以上の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
宮崎教育長 議案第19号 西東京市教育委員会の課長（相当職含む。）の職以上の人事についての専決処分について、御説明申し上げます。

平成20年3月31日付及び平成20年4月1日付の課長（相当職を含む。）の職以上の

人事について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により別紙のとおり専決処分したもので、同規則第6条の規定による報告をするものでございます。

それでは、平成20年3月31日付人事の異動でございますが、教育部といたしまして、大町 洋が、教育部副参与兼教育部教育指導課長でございますが、東京都教育委員会からの派遣を解く。そして、長澤和子でございますが、教育部副参与兼教育部教育相談担当課長兼教育相談センター長が市長部局へ出向ということになります。また、久保田尚樹でございますが、教育部管平少年自然の家の所長でございますが、市長部局へ出向ということになります。

また、平成20年4月1日付人事異動の教育部でございますが、前島正明が東京都教育委員会より教育部教育指導課長に参ります。また、南里由美子でございますが、総務部副主幹（職員課）兼研修厚生係長が教育部教育指導課教育相談担当課長兼教育相談センター長として教育部に参ります。また、飯島伸一でございますが、教育部教育指導課長補佐兼教職員指導係長が教育部スポーツ振興課長に就任いたします。また、奈良登喜江でございますが、教育部副主幹（図書館）兼奉仕係副館長が教育部主幹（図書館）兼副館長に参ります。また、東原 隆でございますが、教育部スポーツ振興課長が市長部局へ出向いたします。久保田尚樹が、教育部管平少年自然の家の所長が教育部管平少年自然の家所長に再任用されます。

長澤和子と久保田尚樹は、3月31日をもちまして退職いたします。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第19号 西東京市教育委員会の課長（相当職含む。）の職以上の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第12 議案第20号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第20号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、提案理由を申し上げます。

西東京市立学校の管理運営に関する規則の改正において、教頭にかわり副校長を置くこととしたことに伴い、本規程の一部の改正が必要となったものでございます。

内容は、規程中の「教頭」を「副校長」と改めるものでございます。

よろしく願い申し上げます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。

青柳教育企画課長 それでは、議案第20号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正につきまして、補足して御説明をいたします。

市立学校の文書管理につきましては、西東京市文書管理規程を準用しております。その中

で、本規程によりまして、「課長」とあるのを「教頭」と読み替えていたものでございますが、このたび管理運営規則の改正におきまして「教頭」にかわり「副校長」というふうになりましたので、「課長」とあるのを「副校長」と読み替える規程とするものでございます。

補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第20号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正については原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第13 議案第21号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第21号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、の御提案理由を申し上げます。

西東京市立学校の管理運営に関する規則の改正において、教頭に代わる副校長を置くこととしたことに伴い、本規程の一部の改正が必要となりました。

内容は、規程中の「教頭」を「副校長」と改めるものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議のほど御決定賜りますようお願い申し上げます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第21号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、補足して御説明申し上げます。

この規程の改正につきましても、さきに御決定をいただきました市立学校の管理運営に関する規則の改正におきまして「教頭」を「副校長」とすることに伴いまして、この規程中の文言すべてにおきまして「教頭」を「副校長」と改めるものでございます。

規程そのものの内容につきましてはの変更はございません。

補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第21号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正については原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第14 議案第22号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第22号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、の提案理由を御説明させていただきます。

西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部が改正されることに伴い、新たな職として副校長が設置されましたため、規程に位置づけられておりました「教頭」を「副校長」に改める文言整理を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

竹尾委員長 補足説明ございますか。

青柳教育企画課長 ございません。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第22号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第15 議案第23号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第23号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明させていただきます。

西東京市における公共施設予約管理システムの登録方法等の変更により、関係条文の改正及び文言整理をする必要が生じたため、本規則を改正するものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第23号につきまして、教育長に補足して御説明を申し上げます。

西東京市の公共施設予約管理システムにおきましては、教育委員会といたしましては西東京市の公民館、図書館、スポーツ施設、市民公園グラウンドを所管しておりますが、この予約管理システムにおきまして利用者の利便を図るため、この20年の4月から利用者登録の方法が変更されることに伴いまして、規定の整備及び文言整理を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、システムの改修によりまして、利用者登録に当たりまして、窓口に来庁して申請するだけでなく、御自宅や公共施設に設置してありますシステム端末により登録の申請ができることとなったことによりまして規定の整備と文言の整理でございます。

恐れ入ります、規則(案)新旧対照表を御覧いただければと思います。

改正後の第5条でございます。御登録の方法を規定している項でございますけれども、第1号といたしまして、「予約システムによる登録手続(以下「システム登録」という。)」ということで、これはいわゆる御自宅、または公共施設に設置してありますシステム端末で利用の登録ができるということでございます。第2号といたしまして、西東京市公共予約シ

システム利用者共通事項登録届書という書面によりまして窓口で登録をするという、この二つの方法がとれるということに改正をするものでございます。

その他数カ所にわたりまして文言の整理をしておりますので、詳細につきましては省略をさせていただきます。

それと、様式でございますが、議案の2枚目に様式がございます。これは改正をいたしまして、届書でございますが、連絡用のメールアドレスの欄を一番下の欄に追加をするという改正を行っているものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第23号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第16 報告事項、に移ります。

まず最初に、教育財産の処分についてを議題といたします。

富田学校運営課長 御説明申し上げます。

住環境の整備ということで、西東京市宅地開発等に関する指導要綱というのがございます。それによりますと、道路幅につきましては中心線より2.5メートルないしは3メートルの拡幅ということでございます。

今回、保谷中学校の周辺の道路地域におきまして、いわゆる教育財産が一部現況の中に入っております。今回、東側の調布保谷線の開通に伴って、周辺整備の一環といたしまして、その地域につきましては土地の一部を市のほうに提供するというところでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 報告事項、引き続き、菅平少年自然の家の今後のあり方についてを議題といたします。

波方社会教育課長 菅平少年自然の家の今後のあり方について（中間のまとめ）でございます。御報告いたします。

菅平少年自然の家は、昭和49年8月に田無市教育100年記念事業の一環として良好な自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的として設置し、小学校の移動教室を中心として一般の方々にも利用いただける宿泊のできる青少年教育施設でございます。

この施設は、建設後33年を経過し、施設の老朽化が進む中で、菅平高原への観光客の減少傾向に呼応するように当施設への一般利用者の数も減少するなど、施設運営面での多くの課題に直面しているところでございます。

平成18年度、行政評価で、行財政改革推進本部から、施設も老朽化し、事業当初に比べ実施環境が変化していることから、施設のあり方を早急に抜本的に検討する必要がある。ただし、施設利用者層については学校関係者が多いことから、関係機関や市長部局等とも調整

の上、代替方法を含め検討し、進めていく必要があるとの指摘を受け、平成19年5月、教育委員会事務局に検討委員会を立ち上げ、これまで6回の会議を重ねる中で取りまとめたところでございます。

検討委員会では、菅平少年自然の家が今日まで果たしてきた役割や成果を踏まえ、施設を取り巻く社会環境の変化などに起因する数々の課題を検証、検討し、その結果を中間的な報告書として取りまとめ、さらに論議が深まる資料としても御活用できるよう配慮したものでございます。

平成20年度における職員配置及び施設機能を維持するための必要最低限の補修等について予算が認められたところでございます。

また、最終報告につきましては、平成21年度までに作成することとなっております。

以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、3番、西東京市体育指導委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。

東原スポーツ振興課長 それでは、西東京市体育指導委員の解嘱及び委嘱について御報告いたします。

体育指導委員につきましては、スポーツ振興法第19条の規定に基づきまして、西東京市体育指導委員に関する規則により、市民のスポーツの振興及び指導・助言を行っているところでございます。

委員の任期につきましては、平成19年4月1日から21年3月31日までの2年間でございます。

このたび中條尚子、田澤昌志の2名から退職の申し出がございました。そのため、公募によりまして2名をここで選んだところでございます。

なお、この長谷川裕子、中島早苗の2名の委員の任期でございますけれども、前任者の残任期間ということでございまして、平成21年3月31日までということになってございます。

以上です。

竹尾委員長 続きまして、4番、西東京市図書館の休館について、を議題といたします。

小池図書館長 図書館の休館日について御報告申し上げます。

まず、特別整理休館につきましては、平成20年5月19日から31日までの13日間を全館において休館といたします。この間に第2期図書館管理システムへの移行切替え作業を行い、6月1日からは新しい図書館コンピュータシステムを稼働してサービスの拡充を図るものでございます。

次に、2点目の下保谷図書館の休館について御報告申し上げます。現在、図書館では、保谷駅前図書館の開設に向けて準備を進めているところですが、下保谷図書館を保谷駅前図書館に移転するに当たり、5月18日をもちまして下保谷図書館を休館といたします。下保谷図書館は5月19日から6月28日までは休館となり、この間に保谷駅前図書館への引っ越し作業に取り組みます。なお、保谷駅前図書館の開館は6月29日を予定しております。

以上、特別整理休館と下保谷図書館の休館につきまして御報告申し上げます。よろしく

お願い申し上げます。

竹尾委員長 報告が終わりました。一括して質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第17 その他、を議題といたします。

宮田委員 明日から新年度を迎えるわけですが、特に小学校1年生を中心とした安全性について、教育委員会としては新しく対処しておりますか。質問です。

青柳教育企画課長 各小学校におきましては、地域のさまざまな方、防犯協会の方、地域の育成会の方、また保護者の方等、ボランティアの方も含めまして、学校安全連絡会というのを組織しております。そこら辺を中心に学校区内の安全点検、通学路の安全パトロールなども実施をしているという状況でございます。

宮田委員 そのときに、学校安全連絡会で、何か事故が起こったときに、どこに、どういうふうに連絡するかという、そういう指導書といいますが、紙みたいなものは、それぞれ御協力いただいている方々に配布してあるのでしょうか。

石井統括指導主事 学校安全連絡会は、各学校の実態に応じて委員を選んでいただいたり、それから対応を図っていただいているところでございます。ですから、どういう形で連絡を回すかということは、メンバー構成が各学校違いますので、各学校の校長が責任を持って実施しているところだと考えております。

宮田委員 各学校に任せているから教育委員会は知らないということなんでしょうか。具体的なことは知らないということなんでしょうかという質問です。

石井統括指導主事 申し訳ございません、実際の活動の状況等についてはこちらでは把握しておりますが、その連絡網についてはまだ把握しておりません。

宮田委員 いろんなことが次から次と起こって、教育委員会のどなたに連絡していいかもよくわからないと、現実的にですね。そういうような状況が起こっているようなので、各学校に自主的なことをさせていただくのは私は大変結構だと思いますけれども、どういうふうな連絡網になっているかを、例えば小学校、中学校についてぱっと見ればこちらもわかるというような書類を用意しておくこと、それからそれぞれ地域の方々に自分がどういう立場でどういうふうに連絡したらいいかということ各学校から配布するよというのを私は是非やっていただきたいと思います。

現実にそういう学校安全連絡会のメンバーになっている人にそういうことが行っていないので、私、どうしたらいいかということが起こっている事実がございますので、私は、そういうところも調べて委員会として十分指導し、そしてそれをこちらも把握しておく、要するに何かあったときに何々小学校だったらこういう連絡網になっていますということをきちんとこちらでも言えるような対応を是非、大した手間じゃないわけです、1枚出して、連絡網を書けというだけのことで、それから地域の方々にそれを配布してくださいということだけのことで、そういうことを出すことによってまた校長さんの認識も高まると思いますし、地域の方々も、ああ、学校もちゃんとやってくれているなということ認識する意味でも必要だと思いますので、私は一委員としてですけれども、是非お願いしたいと思いま

す。

宮崎教育長 宮田委員のおっしゃることは、本当に子どもの安全・安心をまず第一に考えての御提案だと思っております。教育委員会といたしましても、本当に危機管理が一番大切だということいろいろな場面で申しております。

今言いましたように連絡のことですが、ある今までの例でございますと、ものによっては直接担任、そしてまた指導課長のほうへ、教育委員会へ、そして警察へ、学校へと、それぞれの事例事例に応じて非常に迅速、スピードを要するものでございますので、そういうことがばらばらにございました。内容によっては当然そうなると思いますが、今、宮田委員の御指摘のように、再度その危機管理体制につきまして、末端、そしてボランティアの方々に周知徹底されるよう、さらに見直してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

宮田委員 見直すというよりも、今あるものの連絡網、電話はどうなっていますかと聞いて、ちゃんとなっていないところは、こうしたらよろしいと思っておりますというサジェスション、それが大事だと、特に見直せということは私は考えておりません。お願ひします。

石井統括指導主事 それでは、4月の校長会に周知を図りまして、その後、こちらで点検をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

竹尾委員長 ほかに教育委員会全般のことについて、御質問、御意見等がございましたら。

宮田委員 前にコンピュータのフロッピーディスクをなくしたという事件があったと思うんですが、最近では進歩がよくて、学校内のコンピュータだけに使えて、家に持って行って動かないようなソフトとか、そういうのができているんですね。だから、もし持ち歩いて落としてもそれは、私がもし拾って何かと思って見ようとしても見られないと。それから、もし見ようとしたら、直ちにどこのコンピュータが見たかということがホストコンピュータに知らせるわけです。そうすると、私のメールアドレスが出てきますから、あなた、拾ったでしょうということで、お願ひしますと、下手に出て、最初はですね。そういうようなことができるようなソフトが出ておりますので、そういうのを検討して、もし落としてもいいように、持っていかせない、持たせないとかということも当然なんですけど、実は多々、最近もウィニーで流出で非常に銀行が危ないとかと出たわけですので、情報のセキュリティ、安全性についても検討していただきたいと思っております。もしあれだったら御紹介しますけれども、けれども、まずどうぞそういう新しい考え方がどんどんできていますので、お金も大したことなくできますので、御検討いただくといいと思うんですが。

竹尾委員長 非常に貴重な御提案ですし、委員会としてきちんと検討して、うちの委員には宮田先生という大変立派なアドバイザーがいらっしゃいますので、お力をかりるということをお願いして、安全性の向上に努めていただきたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

その他を終わります。

竹尾委員長 日程第9は、先ほどお諮りしましたとおり、人事に関する案件でございますの

で、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

秘密会といたしますので、恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 1 2 時 0 1 分 休 憩

午後 1 2 時 0 7 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 1 2 時 0 7 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員